

台風・地震などの非常時における生徒の登下校について

1 生徒が在宅中(登校前)に春日井市に「暴風警報」が発令された場合

(1) 「暴風警報」が発令されている場合

暴 風 警 報	授 業	給 食(食事)
A <u>午前7時までに</u> 警報解除	<u>通 常 授 業</u>	※給食中止の決定は、前日の正午までに「春日井市教育委員会」が行います。 ●給食中止が決定されているとき → 弁当持参 ●給食中止が決定されていないとき → 給食あり
B <u>午前7時以降</u> <u>午前11時までに</u> 警報解除	<u>5時間目から</u> 授業開始	自宅で食事
C <u>午前11時を過ぎて</u> も警報が発令されている場合	<u>休 校(授業はありません)</u>	

○道路や建造物等の破損、冠水等で登校が危険と保護者が判断された場合は、登校させないでください。

○下校は、通常の下校時刻になります。

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合。

自宅待機になります。生徒を登校させないでください。

2 生徒が在校中に春日井市に「暴風警報」が発令された場合・震度5弱以上の地震が発生した場合

(1) 「暴風警報」が発令された場合

当日の授業をすべて中止し、安全を確認して、速やかに、下校させます。

教師が校区の安全を確認して速やかに下校させます。必要なときは、職員が引率指導にあたります。

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合

当日の授業・部活動等をすべて中止し、通学路など学校の周囲の安全を確認した上で速やかに下校させます。

ただし、(1)、(2)の両場合において、通学路の通行が危険と認められる時などは、生徒の校内の安全な場所で待機させ、保護者のお迎えをお願いすることがあります。

※ 震度5弱に満たない地震の場合も、安全確認の状況によっては生徒を学校に待機させることもあります。

3 「南海トラフ地震」への対応について

(1) 令和元年5月31日に「南海トラフ地震に関する情報」の提供方法が改められました。今後は、「南海トラフ地震臨時情報」と、「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類が発表されます。「南海トラフ地震臨時情報」では、調査・評価検討会を経て、警戒が必要と判断されると、「避難・自宅待機」等何らかの指示が出されます。

(2) 関係機関からの指示がありましたら、H&S・学校ホームページ・緊急メールでご連絡させていただきます。

4 警戒レベル4以上または特別警報が発令された時

生徒の登校前

(1) 午前7時の段階で、「愛知県全域」や「尾張東部」や「春日井市」に「警戒レベル4以上または特別警報」が発令されている場合は、休校となります。

(2) その日のうちに、警戒レベル4以上または特別警報が解除されても、登校させないでください。

- (3) 解除後の授業の再開日時については、H&S・学校ホームページ・緊急メールでお知らせします。なお、緊急メールへの登録がお済みになっていないご家庭は、この機会に、是非ご登録をお願いします。
- (4) 授業開始の連絡をさせていただいた際、通学路の冠水や河川の増水等により、登校が危険だと保護者の方が判断された場合は、登校させないでください。その場合は、必ず学校へご連絡ください。

生徒の登校後

- (1) 午前7時から本校の始業時間までに「警戒レベル4以上または特別警報」が発令された場合も休校です。
この場合、児童がすでに登校してしましたら、「学校待機」とします。
(状況によっては、「お迎え」をお願いする場合もあります。その場合は、H&S・学校ホームページ・緊急メールでお知らせします。)
- (2) 発令後、即時に授業等を中止し、生徒を校内の安全な場所で待機させます。
- (3) その後、「警戒レベル4以上または特別警報」が解除されても、災害の状況及び気象、通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ、生徒の安全を確保します。
- (4) 「警戒レベル4以上または特別警報」解除後、通学路等の安全の確認ができた場合は、H&S・学校ホームページ・緊急メールでご連絡させていただきます。

5 大雨・洪水・雷などで危険な場合

- (1) 登校前に当地方（愛知県西部または尾張東部地方）に「大雨洪水警報」が発令されている場合でも、安全であれば平常通り授業を行います。
- ・ 地域や通学路が安全な状況であれば、登校させてください。
 - ・ 通学路が冠水し、登校不能や危険な状態になった場合は、その状況を学校へ連絡し、自宅で待機させてください。
- (2) 登校後に大雨・洪水・雷などで、危険な状況の場合は、危険がなくなるまで生徒を学校に待機させます。また、危険が予想される場合は、安全を確認して早めに下校させることもあります。「避難勧告」「避難指示」が出された地域の生徒は、安全のため学校で待機させます。保護者の引き取りをお願いいたします。

6 その他

- (1) 緊急時は、緊急連絡メールでお知らせしますので未登録の方は登録をお願いします。また、送受信ができない状況も考えられますので、ラジオ・テレビなどで、最新の情報を入手してください。
- (2) 災害時の避難場所や連絡先を家庭で話し合っておいてください。

※ 県または市の教育委員会から指示があった場合

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じ、県または市の教育委員会から指示があった場合は、上記にかかわらずその指示に従ってください。

連絡先 春日井市立知多中学校 電話 32-1727